

出雲崎町の人事行政の運営等の状況

出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 18 年出雲崎町条例第 21 号)の規定により、平成 19 年度の人事行政の運営等の状況について公表します。

公表の経緯及び趣旨

地方公務員法第 58 条の 2 の規定により、各地方公共団体は職員の任用、給与等の状況などの人事行政の運営について公表することが義務付けられました。

これは、公表によりその公正性、透明性を高めることを目的とするものです。

本町では、この法律改正に基づき、平成 18 年 9 月 28 日に「出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、公表の時期、方法等を定めました。

町長は、毎年 1 回人事行政の運営等の状況について公表することとしています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況 (平成 19 年 4 月 2 日～平成 20 年 4 月 1 日※教育長を除く)
(単位:人)

職 種	H19.4.1 現在	退職者数	採用者数	H20.4.1 現在
一般事務職	56		1	57
社会福祉士			1	1
保 健 師	4			4
技能労務職	6			6
合 計	66		2	68

(2) 事由別退職者数 (平成 19 年度)

平成19年度の退職者はありませんでした。

2 職員の給与の状況

この項目については、他の地方公共団体との比較が容易になるように別に抜き出してまとめました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的なもの)

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の勤務時間		休 日	
		開始時刻	終了時刻	
40 時間	8 時間	8:30	17:30	・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日 ・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

(2) 休暇の取得状況 (H19.1.1～H19.12.31)

区 分	一人当たりの平均取得日数
年 次 休 暇	6.7 日
特 別 休 暇	3.7 日
療 養 休 暇	0.4 日

(注) 対象期間の途中に採用、退職した職員、休職の期間のある職員を除外しています。

(3) 特別休暇等の種類

種類(休暇等の名称)	区分	有給/無給	付与日数
公民権の行使	特別休暇	有給	必要と認められる期間
証人等としての出頭	特別休暇	有給	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	特別休暇	有給	必要と認められる期間
社会貢献活動	特別休暇	有給	1年に5日以内
結婚	特別休暇	有給	連続する5日以内
産前産後休暇	特別休暇	有給	産前6週間、産後8週間
育児時間	特別休暇	有給	1日2回各30分以内
妊産婦の健康診断	特別休暇	有給	必要と認められる期間
妊婦の通勤緩和	特別休暇	有給	1日1時間以内
妻の出産	特別休暇	有給	2日以内
妻の出産前後の子の養育	特別休暇	有給	5日以内 (妻の産前6週間、産後8週間の期間)
子の看護	特別休暇	有給	5日以内(小学校就学前の子)
忌引き	特別休暇	有給	1日～10日
父母の祭日(法要)	特別休暇	有給	1日以内
夏季休暇	特別休暇	有給	7月～9月の間、5日以内
住居滅失、損壊	特別休暇	有給	7日以内
災害又は交通機関の事故等による通勤困難	特別休暇	有給	必要と認められる期間
生理休暇	特別休暇	有給	2日以内
公務疾病休暇	療養休暇	有給	必要と認められる期間
結核性疾病休暇	療養休暇	有給	1年の範囲内
私傷病休暇	療養休暇	有給	6月の範囲内
研修参加	職専免	有給	必要と認める時間
厚生計画参加	職専免	有給	必要と認められる時間
妊婦の妊娠障害	職専免	有給	必要と認める時間
家族の看護者を見つける期間	職専免	有給	2日以内(平成19年度廃止)
分割面接授業	職専免	有給	42日の範囲内
町の行政運営上必要な兼職	職専免	有給	必要と認められる時間
措置要求、不服申立て	職専免	有給	必要と認められる時間
公務災害補償の審査請求	職専免	有給	必要と認められる時間
適法な交渉	職専免	有給	交渉に必要と認められる時間
介護休暇	—	無給	6月の期間内
組合休暇	—	無給	30日以内

(注) 特別休暇、職専免 いずれも勤務時間中に給与の支給を受けながら勤務しないことが認められる制度で、事由により、特別休暇、職務専念義務免除の2つに分かれています。

(4) 育児休業の取得状況 (平成19年度)

平成19年度の取得者は3名でした。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (平成19年度)

平成19年度の処分者はありませんでした。

※分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者数 (平成19年度)

平成19年度の処分者はありませんでした。

※懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行なう行政上の不利益処分のことをいいます。

5 職員のサービスの状況

◎ サービス規律遵守のための取組の状況

取 組	具体的内容	職員への周知方法
綱紀保持・サービス規律の確保	「職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保」に関する通知	文書回覧
各種事故防止	年末年始等通知により各種事故防止の徹底を指示	文書回覧

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 主な職員研修の実施状況 (平成19年度) (単位:人)

区 分		受講者数	主な研修内容
階層別 研 修	一般職員	4	新潟県市町村総合事務組合及び新潟県自治研修センターが実施する階層別研修
	係長級	2	
	課長補佐級	1	
	課長級	1	
専門研修		10	新潟県市町村総合事務組合及び新潟県自治研修センターが実施する専門研修 法制執務、財務新任、説明力強化、税務新任、行政法、企画力開発、民法、法律基礎、契約事務
合計		18	

(2) 勤務成績の評定の状況

現在、人材育成計画の策定、人事評価制度の構築について検討を行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生計画の状況 (平成19年度)

区 分	事業名	事業概要
厚生制度	定期健康診断	定期健康診断及び事後指導
	人間ドック助成	1日人間ドックの助成
	健康相談	産業医による健康相談
	親睦会事業補助	出雲崎町職員親睦会の行う福利厚生事業への補助
共済制度	短期給付	保健給付(医療保険)、休業給付等
	長期給付	退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等
	福祉事業	貸付事業、保健事業、宿泊施設運営等

(2) 公務災害等の状況

(単位:件数)

区分	18年度末 未認定件数	19年度中 申請件数	19年度中認定状況				19年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害		2	2			2	
通勤災害		0					
合計		2	2			2	

8 職員の競争試験及び選考の状況

◎ 採用試験の実施状況（平成19年度）

（単位：人）

職 種	申込者数	受験者数	合格者数
一般行政職（上級）	15	11	1
社 会 福 祉 士	3	3	1
保 健 師	1	1	0

9 公平委員会の業務の状況

（1）勤務条件に関する措置の要求状況

平成19年度中に措置要求はありませんでした。

（2）不利益処分に関する不服申立制度の状況

平成19年度中に不服申立はありませんでした。